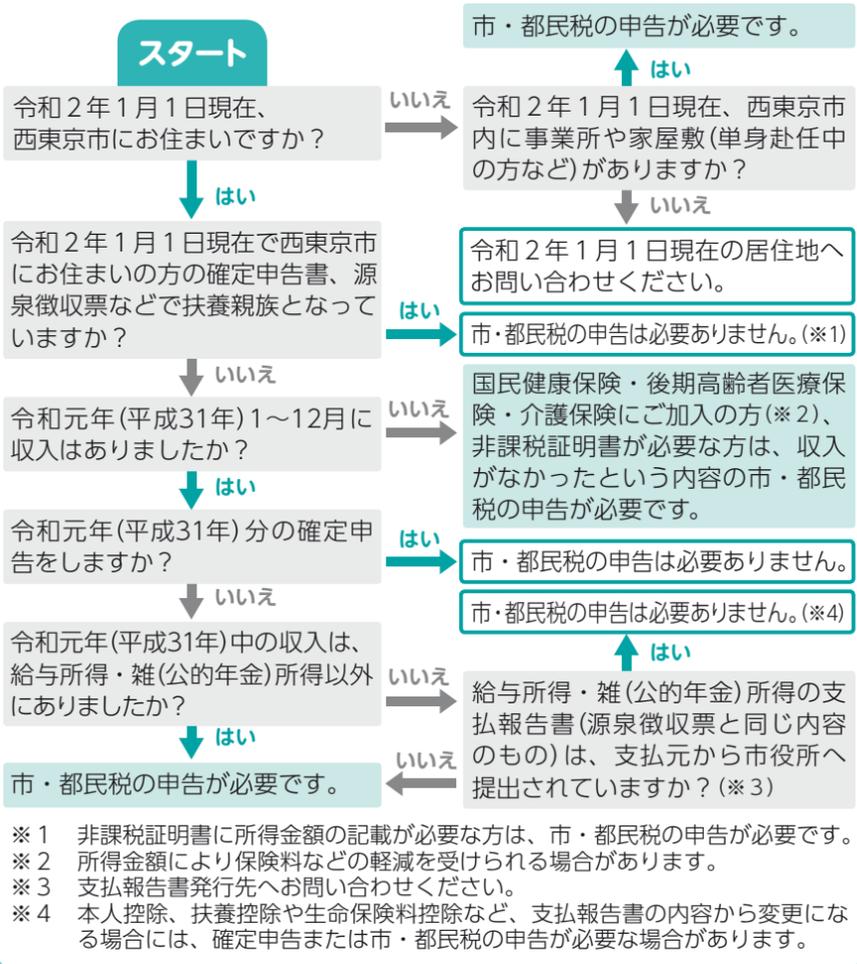


税の申告が始まります

市民税・都民税の申告は必要ですか？



上場株式等の配当所得等における所得税と異なる課税方式の選択時に提出する書類について

令和2年度より、従来の「市民税・都民税申告書」に加え、「市民税・都民税申告書別表(課税方式選択用)」の提出が必要となります。ご希望の方はお申し出いただくか市☎をご活用ください。

申告期間 2月17日(月)～3月16日(月)

市民税・都民税の申告は市役所へ

▶市民税課 ☎042-460-9827・9828

市民税・都民税の申告書は、郵送でも受け付けています

申告書に必要な事項を記入のうえ、源泉徴収票や証明書類などを添付し、〒188-8666西東京市役所市民税課へ郵送してください。申告書の「控え」部分の返送をご希望の方は、返送先の住所・氏名を明記し、切手を貼った返信用封筒を同封してください(就学援助費の申請などで必要となる場合があります)。

控除対象となる社会保険料などの確認は？

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料

申告額は、平成31年1月1日～令和元年12月31日に納付した額(過年度分を令和元年(平成31年)中に納付した場合を含む)です。また、申告の際に領収書の添付は不要です。

▶国民健康保険料…保険年金課 ☎042-460-9822

▶後期高齢者医療保険料…保険年金課 ☎042-460-9823

▶介護保険料…高齢者支援課 ☎042-420-2814

国民年金保険料

確定申告や市の申告には、次のものがが必要です。

①令和元年9月30日までに納付された方…11月上旬に日本年金機構から送付された控除証明書と10月1日以降に納付した保険料の領収書

②令和元年10月1日～12月31日に、初めて保険料を納付された方…2月上旬に日本年金機構から送付される控除証

明書または納付した保険料の領収書

☎0570-003-004(ナビダイヤル)

※3月16日(月)まで

※050で始まる電話からは ☎03-6630-2525へ

●武蔵野年金事務所

☎0422-56-1411(ナビダイヤル)

▶保険年金課 ☎042-460-9825

介護保険サービス利用料、おむつ代は医療費控除の対象になる場合があります

介護保険サービス

令和元年(平成31年)中に支払った介護保険サービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります。具体的には、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護などの医療サービスにかかる1割、2割または3割の自己負担額が控除の対象です。詳細はお問い合わせください。

▶高齢者支援課 ☎042-420-2813

おむつ代

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、医療費控除を受けるのが2年目以降であり、要介護認定を受けている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもあります。その場合、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている必要がありますので、あらかじめお問い合わせください。

▶高齢者支援課 ☎042-420-2815

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

申告に必要なものなどについては、市☎・1月15日号をご覧ください。

市でご相談のできる所得税の確定申告は、給与所得者の還付申告や公的年金(個人年金所得含む)の申告など簡易な確定申告です。

なお、次の①～⑨に該当する内容が複雑な相談につきましては、税務署にご相談ください。

- ①配当所得等の申告 ②青色申告 ③収支内訳書が未作成の事業所得(営業・農業など)の申告・不動産所得の申告 ④分離課税となるもの(土地・建物・株式などの売却による譲渡所得の申告など) ⑤初年度および控除申告書が未作成の住宅ローン控除の申告 ⑥相続または贈与などに係る生命(損害)保険契約などに基づく年金所得の申告 ⑦国外居住親族に係る扶養控除や市外居住の方の申告 ⑧過年度分や亡くなった方の申告 ⑨その他の特殊な申告(仮想通貨・雑損控除・災害減免・外国税額控除・特定増改築等・住宅耐震改修等) ※ご相談の必要がなく申告書の提出のみの場合は、お預かりできます。

ところ	日程	受付時間	市民税・都民税の申告		所得税の確定申告	
			相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口	柳沢公民館	2月3日(月)	○	○	—	○
	新町福祉会館	4日(火)	○	○	—	○
	芝久保公民館	5日(水)	○	○	—	○
	ひばりが丘公民館	6日(木)	○	○	—	○
	住吉会館ルピナス	7日(金)	○	○	—	○
田無庁舎2階 展示コーナー	2月17日(月)～3月16日(月)	午前9時～午後4時 ※(2月21日(金)・28日(金))は、夜間窓口(午後6時～8時)も開設	○	○	○	○
保谷庁舎1階 臨時窓口	2月10日(月)～3月9日(月)	午前9時～午後4時	○	○	—	○
防災センター6階	3月10日(火)～16日(月)	午前9時～午後4時	○	○	○	○
防災センター6階 ※税理士による無料申告相談会	2月10日(月)～13日(木)	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分	—	—	○	—

【事前にご確認ください】

- 〈全般〉
- (土)・(日)・(祝)を除く。
 - 「提出のみ」は、税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書をお預かりするものです。
 - 各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。
 - 受付初日と受付締め切際は、窓口が大変混み合います。混雑する時期を避けるなど、ご協力をお願いします。
 - 車での来場はご遠慮ください。
 - 「税理士による無料申告相談会」以外の全ての窓口は税務署の職員はおりませんので複雑な内容については東村山税務署にご相談ください。
- 〈所得税の確定申告〉
- 市でご相談できない申告がありますので、詳細は1月15日号4面をご確認ください。
 - 「税理士による無料申告相談会」は「東村山税務署からのお知らせ」をご覧ください。
 - 確定申告の「提出のみ」の場合は、直接税務署への提出(郵送可)にご協力をお願いします。

東村山税務署からのお知らせ

詳細は1月15日号をご覧ください。

税務署の申告書作成会場の開設は2月17日(月)～3月16日(月)

初日と最終日は特に混雑しますので、混雑緩和にご協力ください。申告書作成や相談が必要な方は午前8時30分から午後4時までにお越しください。なお、混雑状況により受付を早く締め

切る場合がありますので、なるべくお早めにお越しください。

※還付申告は、2月14日(金)以前でも提出可

※平日のみ開設ですが、2月24日(木)、3月1日(日)に限り上記の確定申告の相談および申告書の受付を行います。

税理士による無料申告相談～申告書を作成できます～

小規模納税者の方の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者・給与所得者の方の所得税および復興特別所得税の申告書(土地・建物・株式などの譲渡所得がある場合を除く)を作成して提出できます。

※申告書などの提出のみの場合は直接税務署に提出してください(郵送可)。

時 2月10日(月)～13日(木)午前9時30分～午後3時30分

場 防災センター ※平日のみ

持 認め印・申告に必要な書類(マイナンバーに係る本人確認書類の添付^{※2})・筆記用具・計算器具・申告書などの控え(前年申告された場合)

※混雑時は受付を早く締め切る場合があります。初日は特に混雑します。

☎東村山税務署 〒189-8555 東村山市本町1-20-22 ☎042-394-6811 ※1月22日(水)から駐車場が使用できませんので、車での来署はご遠慮ください。